

# 全国一般福岡地方本部ニュース

発行日

2014年2月20日

## 春闘方針を決定！

### 苦しい生活の改善に向け、全組合員総意の要求を作り上げよう！

2月11日（祝）13時より、福岡県教育会館で全国一般福岡地方の春闘討論集会（地本委員会）が開催され、県下各地から組合員、代議員が結集した。

まず、杉本副委員長（筑後支部）が開会挨拶を行い、議長には河村書記次長（筑豊支部）が選出された。主催者を代表して泉野委員長（福岡支部）は、今春闘は、消費税の引き上げで労働者の生活は大幅に悪化すること、大手民間も5年ぶりのベア要求を行うこと、安部政権の派遣法改悪や集団的自衛権容認などに対して断固とした闘



いを行っていかねばならないことなど、強くうったえた。

春闘学習会としては、津留雅昭弁護士（戦争への道を許さない福岡県フォーラム代表）から「特定秘密法・集団的自衛権そして新防衛大綱の狙うもの」と題して1時間40分にわたって講演があった。

津留弁護士は、平和憲法に対して、戦後自民党が行ってきた危険な策動、法律等をわかりやすく説明、具体的には「三矢研究にある有事時法整備計画」「戦前の有事法制」「防諜法、秘密保護法制のねらい」「次にくるものとは 軍事立法、軍事司法の確立へ」「自衛権とは」「パリ不戦条約と国連憲章51条」「国連の集団的安全保障体制と大国の論理」「集団的自衛権の詭弁」「新防衛大綱、中期防衛計画とは」「自民党改憲草案の意図」「安倍首相の美しい国とは」そして、最後に「憲法9条こそが最後の砦」など、項目ごとによりわかりやすく講演された。代議員、組合員からは、安倍内閣の危険性が理解できたなど、多くの意見、質問があり活発な学習会となった。

2014年春闘方針は、山岡書記長から提案され、10000円以上の賃上げ、争議分会の勝利解決、組織拡大などの春闘方針が満場一致で採択された。集会では、ホテルニュータガワ分会などの争議分会、組織拡大分会（大牟田記念病院分会、こだまタクシー分会など）から決意表明などが行われ、杉谷副委員長（福岡支部）の開会挨拶、泉野委員長の団結ガンパローで討論集会を締めくくった。

組合員の皆さん！消費税の労働者への犠牲転嫁を許さず、苦しい生活の改善に向け、大幅賃上げを勝ち取ろう！

## 2014年春闘統一要求

賃金引き上げ要求額 全分会 10,000円以上

自動車教習所共闘会議	17,000円
セメント関連、北九州支部	30,000円
パート賃上げ要求	50円以上（時給）
全国一般最低賃金	月額 149,800円以上 日額 7,490円以上 時間額 970円以上

- 労働時間の短縮について
  - ① 週休二日制を実施すること。
  - ② 年次有給休暇の増日（初年度10日勤続 1年15日最高30日）すること。
  - ③ 年末年始、夏季、ゴールデンウィークにそれぞれ1週間以上

の休暇を設定すること。

- ④ メーカーを完全休日とすること。
- 定年を無条件65歳とすること。
- 退職金については勤続30年で1,500万円まで引き上げること。
- 時間外割増率を次の通り引き上げること。

時間外労働割増率	50%
深夜労働割増率	75%
休日出勤割増率	100%
- 社会保険料の負担割合を労働者3対使用者7の割合に変更すること。
- 労災・職業病の企業上積み補償について次の通り引き上げられたい。

法定外補償 死亡 3,000万円  
(扶養者がある場合は1,000万円増)

- 福利厚生費を支給すること。
- 特別休暇制度として次の休暇を設けること。
  - ① 介護休暇 最高1年間（賃金80%以上）
  - ② 育児休暇 三歳まで通算1年間（賃金80%以上）
  - ③ 看護休暇 小学校までの年10日
- 人員補充と非正規社員の正社員化を行うこと。
- 産別最賃の設立に向け企業内最低賃金の協定化を行うこと。
- 女性の権利確立と母性保護
  - 生理休暇 有給で毎潮2日
  - つわり休暇 有給で必要な日数
  - 産前産後は各8週間の有給出産休暇
  - 育児休業を取らないものは通常休憩時間とは別に、午前・午後各30分ずつの育児・授乳時間
- 事前同意約款の協定
- 有期契約労働者の正社員への転換制度の導入
- ・ 通算3年を超える有期契約労働者の無期労働契約に転換する制度の創設
- ・ 無期に転換した労働者の労働条件について、原則、正社員と同等とすること
- ・ 有期契約労働者と無期契約労働者（正社員）の労働条件の均等待遇に向けて協議すること。
- ・ 非正規雇用労働者について、契約更新拒否（解雇）はしないこと。

### 【統一要求日】

3月3日までに要求提出する。

要求実現に向けて組合員の意思統一を深めるとともに、強力な闘争体制を築いていく。その一環としてスト権批准投票の取り

組みを全組合員参加のもとで進めていく。そのなかで組合員一人ひとりに全国統一闘争の意義と組織強化を訴え、強固な闘争体制を確立していく。

春闘要求実現に向けて労働者の権利であるストライキ権を背景に、職場集会、組合旗掲揚、時間内職場集会や時間外拒否、ワッペン闘争など多彩な戦術行使を配置していく。

- (1) 要求提出以降、回答指定日に向け地本・支部の役員を中心に職場オルグと前段交渉を配置し、回答指定日に必ず回答をせまる確約交渉を進めていく。

回答確約にむけた取り組みは経営者側に春闘要求内容の説明、指定日に誠実な回答を要請する「全国一般労使集団説明会」の開催など創意工夫した取り組みなどで回答指定日に必ず有額回答を出させるため地域段階で具体的な行動配置を追求していく。

- (2) 連合は3月の最大のヤマ場を3月12日とし、さらに回答を引き出す第1次先行組合回答ゾーン(3/10~14)、第2次先行組合(3/17~21)、中小集中回答ゾーン(3/24~28)を設定し、3月内決着がはかれるよう努めることを決定した。

全国一般としても、それを踏まえて連合や連合中小共闘の提起を積極的に受け止めて回答指定を設定し、3月段階で可能な限り有額回答を引き出す取り組みを強化していく。

#### 【連合の回答指定ゾーン】

- 《最大のヤマ場》 3月12日
- 《第1次先行組合回答ゾーン》 3月10日~14日
- 《第2次先行組合回答ゾーン》 3月17日~21日
- 《中小集中回答ゾーン》 3月24日~28日

#### 【全国一般の回答指定ゾーン】

- 《第1次回答指定ゾーン》 3月10日~14日
- 《第2次回答指定ゾーン》 3月17日~21日
- 《第3次回答指定ゾーン》 3月24日~28日

### 今後の主な日程

3月 8日 連合福岡春闘総決起集会・デモ行進(須崎公園~天神)

## スピードネイル分会 残業未払い闘争勝利解決！

北九州市にあるネイルサロンのスピードネイル(代表 清末明美)は、従業員を社会保険に入れず、始業前の30分の準備時間の時間外手当と割増賃金を支払わないという労働基準法違反のブラック企業である。女性ネイリスト7名は、全国一般に加盟し支払いを求めたが、会社弁護士は団交拒否し支払いを頑なに拒否したため、未払い賃金(308万円)を労働審判に申し立てた。会社は、20

0万円しか支払わないと労働審判で主張し、事業主が会社ではなく個人であるため自己破産をほのめかしたことから、組合は労働審判中であつたが、会社及び代表自宅周辺で抗議行動を展開し、団交拒否の社長及び弁護士を団交に引きずり出した。そして、団体交渉の中で、労働審判の提示額を倍額まで引き上げ、配偶者の夫の連帯保証もつけさせた。そして、解決金400万円を労働審判3回の前に持参させ全面解決となった。労働審判や裁判で判決や和解した後に自己破産するという悪質な事例が増えているが、このスピードネイル分会の闘いは職場闘争で破産逃れを許さない闘である。

## 総合園材分会 不当配転に対して勝利解決！

総合園材(株)(本社、福岡県筑紫野市)は、昨年10月1日より、組合つぶしを目的に利益が上がっている北九州営業所を閉鎖し、分会長を含む組合員3名を通勤困難な福岡市及び筑紫野市への転勤を強行するという辞令を出した。組合は、配転無効の仮処分を申し立てるとともに、抗議行動を背景に闘いを進めた。その結果、昨年、11月20日の審尋で北九州市で継続して働ける条件を引き出し実質勝利解決した。

具体的解決内容は、昨年12月2日、北九州市内に新会社グリーンマテリアル(株)を発足し、12月15日より会社操業を始め3名の組合員を雇用することとなった。裁判所の和解では、会社は、北九州営業所の組合員に退職金、解決金を支払い、2年間は北九州地区周辺で在庫を持つ会社営業所を開設せず、新会社が健全に経営できる条件を整備することとした。新会社の資本1000万円の50%は組合員所有とした。

配転無効の闘いは、法的には大変厳しい判例もあるなか、実質配転せずに北九州市内で雇用を確保できた意義は極めて大きいといえる。

## NPO法人労働相談センター福岡 労働講座を開設！

2月13日、北九州市小倉北区真鶴会館に於いて、NPO法人労働相談センター福岡の主催による労働講座が開催され、会場は会員、組合員、一般市民など100名を超す多くの受講者で熱気ある学習会となった。

司会は、久保木理事で進められ、山岡副理事の開会挨拶を受け、理事長服部昭弘弁護士より、「労働規制緩和と憲法改悪」と題して講演があつた。今回の講座は、第1回「最近の労働相談の傾向と対

応」(講師 山岡副理事 本村理事)、第2回「ブラック企業に打ち勝つために 解雇退職勧奨に闘う」(講師 弁護士安元理事)に続く第3回目の労働講座である。

服部理事長は、平成25年1月に発足した「規制改革会議」が描く労働法破壊の方針として、雇用分野の規制緩和として「解雇規制緩和」「労働時間規制緩和」「派遣規制緩和」につ



いて説明した後、さらに具体的に① 研究開発力強化法改正(無期転換ルール5年を10年と改悪した) ② 労働者派遣制度の改悪(実質3年の期間制限の撤廃) ③ 国家戦略特区法に基づく区域設定と法整備 ④ 有期労働契約労働契約法の無期転換ルール ⑤ 時間法制の改正(日本型裁量労働制) ⑥ ジョブ型正社員の雇用ルールの整備 ⑦ 有料職業紹介業の規制改革 ⑧ 技能実習生の活用・拡大、高齢者の活用 などについてその危険性と労働者への深刻な影響などを具体的に話された。また、安部政権は、労働規制緩和にとどまらず、集团的自衛権を行使できる国にするため日本国憲法までも改悪しようとしていること、さらに、その根源となっている自民党の「憲法改正草案」は全く立憲主義にたつものではなく、危険極まりないものであることなど、詳しく説明された。

会場からは、自民党の反動化を危惧する意見、労働運動を強化する意見、労働講座の必要性など、様々な意見が出された。

最後に、本村理事から、労働規制緩和の要点のまとめと、引き続き、学習、労働相談など、労働相談センターの強化、充実などをうったえる挨拶で閉会した。